

平成 22 年

新 城 市 教 育 委 員 会

6 月 定 例 会 会 議 録

新 城 市 教 育 委 員 会

平成22年6月新城市教育委員会定例会会議録

1 日 時 6月24日(木) 午前8時45分から午後0時30分まで

2 場 所 新城市市民体育館 第2会議室

3 出席委員

馬場順一委員長 篠津順子委員長職務代理者 菅沼昌人委員
川口保子委員 瀧川紀幸委員 和田守功教育長

4 説明のため出席した職員

今泉敏彦教育部長
夏目道弘教育総務課長
小西祥二学校教育課長
小石清人生涯学習課長
請井浩二文化課参事
鈴木富士男スポーツ課長
世古和美総合政策部長
山崎利勝総合政策部参事

5 書 記

小澤正伸教育総務課副課長

6 議事日程

開 会

日程第1 市長講話(幼保一体化について)

日程第2 前回会議録の承認

日程第3 教 育 長 報 告

日程第4 協 議 ・ 報 告 事 項

(1) 6月定例市議会一般質問について

(2) 親子せせらぎエリアについて(生涯学習課)

(3) その他

日程第5 そ の 他

(1) 第1回新城版こども園制度検討委員会について

委員長

平成22年6月の新城市定例教育委員会会議を始めさせていただきます。
今日は、お忙しいところ貴重な時間をとって頂き市長さんに、ご出席頂きました。

日程第1 市長講話（幼保一体化について）という事で、お話を伺います。

市長

おはようございます。お忙しい中、教育委員会の中で私の時間をさいて頂きましてありがとうございます。こども園制度の検討委員会が始まりましたのでその趣旨並びに今後の進め方、教育委員会との関係の調整の考え方について私の方から申し上げて、また、皆さんからもいろいろな今後の議論を深めるきっかけにして頂ければと思います。

すでに、報道もありましたように、6月22日、第1回の新城版こども園制度検討委員会が17名の委員構成で始まったところです。委員長には佐野、豊橋創造大学の教授、副委員長に太田八楽児童寮の理事長がなられました、その他のメンバーについてはそれぞれ公表がされておりますのでご案内をしますけれども、各幼稚園保育園の保護者の代表、PTAの代表、そして公募の委員と幼保の職員で構成をされています。

このこども園制度は、直接は今年の11月の市長選におけるマニフェストの最重要項目であったわけですが、同時に国全体においてもいろいろな報道でご案内のとおり、幼保一体化に向けての制度設計が着実に進んでいるようであります。今朝の日経新聞の一面では、かなり踏み込んだ2013年から財源措置を含めて自治体はかなり裁量を与えたかたちでの幼保一体・子育て支援の体制作りに入っていくという報道がされています。当然ながら従来の厚生労働省と文科省との管轄の違いも一元化されていくであろうというふうに考えていますけれども、一方私どもの新城版こども園と銘打ったものは、もちろんそうした国の制度設計や財源措置を取り込むことを想定はしておりますし、それによってより有利な進め方ができるのではないかと考えておりますけれども、もう少し新城版という以上は、私ども地域社会全体の在り方に係る問題と受け止めていきたいと考えています。

単に幼稚園と保育園の施設や行われているカリキュラム等を一つにして済むという問題ではないと言いますか、それはあくまでも、最低限の基準であるというふうに思っています。では、最低限の基準をどこに置くかということですが、国の制度設計の中でもほぼ言われていることですが、第1は、保育園の入所に係る措置要件を撤廃しまして、希望者が全入できるようにするという事で、ご案内のとおり保育園への入園にあたりましては、保育に欠けるという事を保護者・家庭が証明をして、保育に欠ける場合の児童福祉の措置として保育園への入所を市町村・自治体が、裁量において判断するという、こういう流れになっています。そのために、従来は保育園に預けるためにわざわざ働くかたちにしたり、しなければならないような倒錯した状況も出てきていて、特に女性の社会進出が進む一方では核家族の中で子育てに多くの不安や負担を抱えている世帯にとって保育サービスが必ずしも受けやすいものではない実態があったと思います。

また、大都会ではいわゆる待機問題が多発していると、こういう状況の中で子育てと仕事の両立、そして家庭への子育て支援という観点から措置要件をなくして、基本的には年齢をどこで区切るかという問題はありまして、一部の豊田等のこども園では

3歳以上を全入にして、3歳未満については、措置要件を引き続きとるといようなそういうケースがあると思いますが、これも含めて議論の対象にしたいと思いますが、基本的には旧来の児童福祉に基づく措置というものをなくしていくという事これが一つ。

もう一つは、保育園、幼稚園で園の制度に係わりなくすべての入所し通園をしている子ども達に就学前の教育を提供するという事、教育法で定められているように就学前の基礎的な教育あるいは、そういう素養を培養するのが幼稚園教育の趣旨であろうと思うし、保育園の中には保育という観点しかとりあえずありませんので、今、言いましたように保育園の措置というものを撤廃するとともに全ての通園児童に対して就学前の基礎的な準備、土台づくりをしていくという事、これが最低限の要件であり、これがコアになって、その上にいろんなそれぞれ独自の制度設計なり考え方が加味されていくものではないか、これが、ある意味でナショナルレベルで統合された一つの基準になるだろうと思っています。

と同時に一方では先程言いましたように、大都市では待機児童問題がたくさんありますので、果たして措置要件を撤廃したからといって直ちに全ての子ども達が保育園に通えるようになるかという事、実態としては2013年から制度設計をするとしても、特に東京を初めとした大都市圏で施設の整備・人員の拡充などどうするかというとなかなか難しい面があるのではないかと思います。

その中で、私どもの新城の場合は、待機児童問題が無いという事、それから一部の共同保育所あるいは一部の人々がやっているプライベートな保育園以外は基本的に全て一律の公立の施設として保育園も幼稚園も設置されているという事、それからもう一つは、40歳代以下の職員については、基本的に100%幼稚園教諭と保育士資格の両方を持っているという事、これは私ども新城のもっている大きな特殊な条件であります。ここまで揃っているというのは、近隣では無いのではないかと思います。これの負担面は、もちろん市職員として全てを抱えているところが類似団体に比して、人件費比率が高いとかこういう問題はありますけれども、むしろ私としては、これを大きなこども園制度を踏み切る基礎的な条件、与えられた僥倖といいますか、ラッキー、有利な条件と考えていきたいと思っています。

それで、6月22日の新城版こども園の検討委員会の冒頭にあたりまして、私のほうから以上述べた国の制度設計の考え方と、それから類推する基本的なコアなところの措置要件の撤廃やすべての子どもに幼児教育を提供するというコアな部分それから新城の場合の特殊な利点としての今言ったいくつかの条件を踏まえたうえで、どんな検討をして頂きたいかという事について三つほど申し上げました。

第1には、新城版こども園というのが施設の統合だけではなくて、むしろ、より根源的にはすべての子供達の発達をいかに地域社会が後押しをし、見守っていくのかという、ある意味では理念・目標そしてそれにふさわしい制度の設計、仕組み作りについて、ある程度今までの制約を取り払って理想論ともいえるような事を含めて、思い

切った議論をして頂きたいということです。これを作っていくことについては、どうしても今までの私どもの世代、今の若い人を含めて幼稚園、保育園という制度の中で育ってきた人間には古い意識が残っていますし、多くの残像を自分の頭の中に残していると思います。また、職員の職能に伴う意識の違いも有りますし、技能の違いもあります。それから親御さんの価値観や、園への係わり方の違いがあります。そういう点ではあまり現在の制度の枠に縛られてしまうと、議論がどうしても狭いものになりがちになって、いざ、実際に具体的にどうしていくのかという時に結局は、現状の試みを少し取り繕う以上のものにならないというのが常だと思いますので、また、市民の同意を得るためにも思い切って理念や目標を、それにともなう制度設計というものをしっかりと思い切って議論してほしいという事を申し上げました。

二つ目は、幼保一体に係わるところでありますけれども、施設とサービスの内容をどうしていくのか、これについて議論を頂きたいと申し上げました。先程言いましたように、新城市は、待機の問題がありませんので、幼保一体的な考え方を出した場合に、いわゆる3歳未満児、0歳児から3歳児までの子供達をどうするかという問題がありますが、これはもうちょっとひとつ議論をしなくてはいけないところなのですが、とはいえ全入方式をとったとしても設備面で、極端に巨額の追加投資をしなければならないということは、まずあまりないであろうという見通しがありまして、もちろん園庭の問題ですとか人員の配置、それから給食の問題等、そういう細かいことが沢山ありますけれども、よっぽど何倍もお金をかけなければならないことはないだろうと思っていますし、職員の体制も同様でありますので、そういう中で措置要件をなくして、全ての子供達に就学前教育を提供するという場合の施設やサービスの内容を何時から何時までやるのがいいのか、その間にどういうカリキュラム・プログラムをしていくのか、あるいはそれぞれの園長や園の独自の判断でどこまでの事を認めていくのか、あるいは保護者の係わり方、これは幼稚園と保育園でかなり違っていますので、行事の問題ですとか、あるいは子供達のいろんな集団活動の問題ですとか、等々の問題があるかと思えますし、それから、実態ではすでに幼稚園でも預かり保育をやっていますし、保育園の中でも幼稚園的なカリキュラムをこなしていますので、実態はもうかなり融合が進んでいますけれども、じゃあ新城でそれを制度として確立をする前にどんな基準を設けていくのかということは、ある一定の統一的な目安を作らなければならないでしょうから、施設・施設整備並びにサービスの内容等について議論をして頂く事を申し上げました。

三つ目には、もう少し広い視野に立って地域社会のあり方の中でこの問題を議論頂きたいと申し上げました。地域社会の在り方という点では、すでに私ども総合計画の中で子育てを地域社会の義務と考えようという考え方は盛り込んでありますけれども、今回の幼保の中でお願いしたい事は、単純に理念とか精神論ではなくて、もう少しいろんなシステムあるいは法制度、公共サービスの関連の中で考えて頂きたい、具体的に申し上げますと、母子保健の領域というのは、妊娠されてお母さん方が母子手帳を

もらうわけですがけれども、それから検診が始って産まれた後も保健師さん保健所等で検診やいろんなケアが行われます。これは、日本の誇るべき制度だと思えますけれども、母子保健の中でいろんな接触が子ども達とも親御さんともある。その中での連携を当然考えていかなければならない。

それから子育てサポートのいろいろなボランティア活動を含めての活動があります。あるいは、保育園の中に子育て支援センターを設置をしておりますので、その中にいろんな相談事があります。あるいは児童相談・児童福祉の中でいう昔の児童相談所ですね。これの中でたとえば、DV、児童虐待等の問題も当然取り扱われていきますし、あるいは、様々な障害をもった特別な教育を必要とされる場合のケアの問題もあろうかと思えます。そうした広い意味の母子保健から始まる様々な子育てサポートの問題との連携です。

それからもう一つは学校教育との連携の問題です。当然幼稚園は就学前の準備あるいは、そのための土台作りというのが、幼稚園の目的であります。それを全ての子ども達に押し広げようとした場合に当然、小学校、中学校までは、一般的には視野に入ってきますが、具体的には小学校低学年のカリキュラム、授業との体制の関係も当然視野に入れていかなければなくなってくる。そしてこれは、ある意味でいいますと、3歳から5歳就学前の6歳までのこの期間を軸といたしますと、この園に通園する前の段階、つまり生まれた時から保育に入る、幼稚園教育に入る前の段階と、その後の段階、この時間的な意味でその両方をみて視野に入れて頂くという事と、それから、それを取り巻く空間的な広がり、つまり地域社会のたとえば、通園の安全路の確保でありますとか、あるいは小学校にあがったときに出て来る、放課後対策の問題ですとかこういう問題が絡んでくるであろう、というふうに申し上げました。

この委員会の中には保健師さんも入ってみえておりますので、あるいは、八楽児童寮の理事長に入っておりますので、いろんな角度から現在の子どもを取り巻く環境、あるいは社会問題、親子関係こういう問題も当然議論の対象になってくる。それをそれぞれのご家庭の中での判断ですから、それについてあり方についてとやかく、一律になにか決めるという事はないとしても、今でている問題の中から社会的に対応しなければならない問題については、当然議論をして頂かなければならない。こういうところから、いま申し上げましたように、

第1に、理念・目標をしっかりとしたものを議論頂きたいという事。

二つ目には、施設並びにサービスについて踏み込んだ提言を頂きたいという事。

三つ目には、母子保健から始まる出産のスタートから始まる子育てケアあるいは、子どもの養育環境・社会的サポート等を含めて地域社会全体のつながり、学校教育との連携を含めた地域社会とのつながりの中でこの問題を議論頂きたい。この三つを特に先日の22日では、お願いをしたところでございます。

今後、この検討委員会で大きな考え方の整理をして頂きます。

今日、私の方から特にお願いを申し上げたいのは、教育委員会とこの検討委員会と

の係わりの問題でございます。この問題については、現在総合政策部が所管をしておりますが、関係する市民福祉の児童課、幼稚園を所管する学校教育課・教育委員会にも出席を頂いて調整を図っていきましますし、それから当然、保育園・幼稚園の職員の問題も絡みますので、人事の担当それから関連する様々な法制度を検討しなければなりませんので、庁内的には総合政策部が主管をしますが、関係するすべての部課に担当を決めて横断的なプロジェクトを作っていかなければならないと思っています。まだ今そこまでいっていませんが、そういう進行の中で様々な法制度をクリアすべき問題、財源措置の問題、あるいは今後の国の情報収集をしながら、間違いのない落とし所に進行させていくような、そういう実務的な検討をしていかなければならないと思いますので、そういう体制を取っています。それで当然幼稚園の問題が入ってまいりますので、教育委員会にもぜひともこの問題について、いま私が三点検討委員会の方に言いましたが、まったくその事については変わりなく、これは、どうあるべきかという事について、教育委員会サイドとしてのご議論と検討をぜひ頂きたい。それについては、必要な情報、あるいは検討状況については、お求めがあれば、随時、担当のほうから教育委員会に報告をさせて頂きたいと思っております。そして、ある一定の段階では、教育委員会とこども園の検討委員会との協議の場を設定させて頂けたらと思っております。

これは、全員対全員が適当なのか、それとも委員長・副委員長等のレベルでこちらにきて教育委員会の皆さんと協議するのが適当なのか、それは、問題の議論の熟度等で変わってくると思っておりますし、両方するとか組み合わせてもいいかと思っておりますが、いずれにしても教育委員会は独立行政委員会でありますので、こども園制度の検討委員会は市長の諮問委員会という位置付けである以上、一定の距離を持ちながら同時にかなりたち入った議論については適宜、協議をする場をぜひともお願いをしたいと思っています。いつ頃というのは、こども園検討委員会の議論と教育委員会の問題をどういうふうに整理されていくか、議論の整理の仕方あるいは進め方等々まだ伺っておりませんので、教育委員会としてのお考えを、まずお聞かせ頂いたうえで進行しながらどうでしょうか。とはいいいながら秋口には最初の正式協議ができるような進行でいけたらいいのではないかと考えているのですが。そういうかたちでこの教育委員会とこども園の検討委員会とのすり合わせといいますか議論の協議をお願いできたらと思っています。

以上、かい摘んだお話で申し訳ありませんが、22日の検討委員会の報告と教育委員会にぜひお願いしたい筋についてお話をしました。

委員長

ありがとうございました。

新城の子ども達、小学校入学前の教育・保育の充実強化といいますが、新城版こども園のあり様について私たちも勉強を進めているところでありますが、もし質問があれば市長さんの時間も無いので手短にお願いします。

委員

2年を目標というところは、賛同するところが多いのですが、新城全入という話なのですけれども、地域社会のあり方の中での子育てをサポートするとそれは障害児も含めたかたちでサポートする2年の中には、全入全部の子ども達のこども子育てプログラムのカリキュラムの中に入っているという考え方でいいのですか。

市長

そうです。ただ一つ慎重にしなければいけないところなんです、新城版こども園というものを市全体でどういうふうに市民が位置付けていくかによるのですが、義務教育ではないわけで、義務保育でもないわけで、です。法でいえば就学期の子どもがいる時に親は絶対にやらなければいけない、法で罰せられますから、そういうまでの縛りはかけるつもりは、今はない。理念として「こうありたい」「こうあるべきだ」というわけなのですけれども、一体としてどうされるかというのは、それぞれのご家庭のご判断はとうぜん尊重されなければならないと考えています。

委員

そのところで、今回、日経の記事で2013年の制度だということで、すべてが公で持つわけではない、民間の団体がそういう具体をしてサポートしたりするところに公に約束してやることも考えてそういう事も含めてという事ですか。

市長

そうですね。もちろんその通りです。

委員

時間がないので、質問に対してお答えはまた後ほどでもいいのでお願いします。この制度・ビジョンについては、とてもいい事で早く実現するといいと思っておりますが、問題点もたくさんあるのではないかと思います。第1は、子ども達が全入ということになると親が子育て全てを園に丸投げしてしまうのではないかと、懸念、心配をする意見もあると思うので、最近の親の心境は分かりませんが、子育てに悩んでいる家庭が多い中で、もっけの幸いだという事でそういう事になることは、子どもにとって、親にとっても、社会にとっても非常に問題だろうと思っておりますので、そのへんのところをどうするかという事です。

それから、二番目の問題として教育内容の問題ですが、今の制度でいうと保育園は子育て・躰、幼稚園は勉強と極論すれば大きく二つに分かれていると思うのですが、これを一体化するという事は、非常に難しい問題だと、よっぽど検討してある程度これを実践していくというような、試行的な期間をもたないで、いきなり入っていくと戸惑いと心配が出て来るのではないかと懸念を持ちます。

三番目の問題として、教員の教育力の問題ですが、免許を両方持っているからやれるというそういう事でもないだろうと、この際、全国に無いような園を作ろうとしているのでそれにふさわしい教員をどう育てるのか、教員採用の時にどういう教員を採用するかという、この入口の問題と今居る先生方の教育力アップの問題ですが、入口の問題で言えば、教員採用の時に面接とかいろいろありますが、それをやったうえで

半年なり一定期間、試用期間として実際に園で働いてもらって、本当に子どもに対して情熱をもってやってくれる先生なのか見極めて、慎重に採用したらいいのではないかと思います。

市長

今まで幼稚園・保育園の園長会議、職員のワークショップが何度か行われてきて、私も同席し議論をかわすこともありましたけれども、今、冒頭委員がおっしゃった事が、どんな中でも出て来る疑問というか危惧・リスクとしてそういうのがあるのではないかという事があります。これは考えてみると深い議論になっていくのではないかと思います。今の家庭の教育のあり方を含めていろんな議論が出て来ると思います。ただこういうリスクを孕んでいるという事は、皆が直感的に認識していることだと思います。

ではそれをどう超えていくのか、その超え方にいろんな違いがあると思います。それは、究極のところたとえば、今度の難しい問題の一つが利用者の負担の問題です。保育園と幼稚園ではまったく利用料が違いますので、こういう問題ともいづれは絡んでくると思います。非常に大きな課題であります、逆にそれをテーブルに載せて議論をするという事に大きな意味を見出していきたいと思います。

それから、教育内容についておっしゃられました、それも大きな課題であろうと思います。一部には、いわゆる早期教育的なものを施行するののかという見方もありますし、またそこまで必要がないのではないかというような議論もあります。あるいは、保育園のほうが伸び伸びしていいじゃないかという見方もあります。これも議論の大きな対象になってくるのではないかと思います。

それから、最後のところは、一番肝心なところで職員の力はまだまだ、それに対応できる状況ではありませんので、それに対し研修を一方で進めていますが、いつどういかたちで施行していくのか、あるいは採用の基準をどうしていくのか、これはその通りだと思います。

委員

いまおっしゃった親の養育に対する考え方は、親御さん達に、それなりの研究者が話せば一番簡単に変えることだと思います。一番難しいことは幼児教育だと思います。これから人を育てるということは一番難しい事であってそれを支える先生方の研修を大事にしなければいけないと思っています。

それで、一つ不思議に思っていることは、新城全域を一律にするのか、それとも園ごとに特色をもつのか、あるいはその園でいろんなケースを考えるのかという事です。

市長

それもですね。議論をして頂きたいところなのです。あらかじめ答えを決めているわけではなくて、市全体として考え方は統一したものは作る、そして基本的な、今日の日経でも一階部分、土台のところは、どの地域であれどの家庭であれ、どんな国籍であれ係わりなく、受けられるという制度設計をする。けれども、それぞれ地域にあ

った地域性ですとかあるいは園の歴史・背景等がありますので、じゃあこの園ではこういうものを重点にしようとかあってもいいと思うのですが、それは園長がどこで採量を持てるかという問題も絡んでくるのですが、そこも含めて今度の検討委員会の中で議論頂きたいと思います。

委員長

市長さんは、お忙しい時なので、お伺いしたい事があるかと思いますが、またでよろしいでしょうかね。どうもありがとうございました。

日程第2 前回会議録の承認

委員長

日程第2、前回会議録の承認でございますが、定例、臨時すでに目を通していただいています。ご異議がなければご承認・ご署名をお願いしたいと思います。（「異議なし」の声）異議なしと認めますので5月の定例会と6月の臨時会のご署名をお願いします。

（会議録署名）

日程第3 教育長報告

委員長

それでは、日程第3、教育長報告をお願いします。

教育長

只今は、「新城版こども園」についての市長さんの考えをお聞きしましたが、教育委員会といたしましても、9日の臨時教育委員会議での幼保一体化の協議に引き続いて、新城市教育委員会としての「新城版こども園」についての考え方・あり方を深めていくことができればと思います。また、一昨日開催されました「第1回新城版こども園制度検討委員会」の様子につきましては、後ほど、担当の総合政策部から報告していただくことになっておりますので、よろしくをお願いします。

さて、季節も例年並に戻ってきたのでしょうか、梅雨らしい天候が続いており、新緑のなかにミズキの白い花が一服の清涼感を漂わせています。アジサイやクチナシも咲き誇り、梅雨明けとともに、厳しい暑さが訪れます。夏に備えて、子供たちの学習や生活、安全のために教育委員会としてできることをしっかりと進めていきたいと思えます。

学校にかかわる事件がこのところ頻発していますが、なかでも18日（金）午後に浜名湖の静岡県立「三ヶ日青年の家」で起きました「ボート転覆・女子中学生死亡事故」につきましては、何とも痛ましく、言葉もありません。

市内でも全小中学校で泊を伴う自然体験学習を行っております。小学校では、市内の「山びこの丘」「県民の森」を8校が利用し、「三ヶ日青年の家」も8校が予定していました。しかし、今回の事故による施設閉鎖の連絡を受け、千郷小、舟着小、八名

小、東郷東小の4校が、市内施設等への変更を検討しています。

今回の事故が、子どもや保護者、教職員に与えた影響は大きく、市教委としても、20日(月)朝一番で、全小中学校に対応を指示しました。具体的には3点で、一つは、子供の心のケアです。自分たちが体験を予定しているカッター訓練等に対する動揺や不安への対応です。二つ目は、野外活動等の学校行事について、気象などの状況変化に応じた校長の機敏な判断と、危険回避のための勇気ある決断の必要性についてです。事前の、十分な情報収集と安全確認、教職員と関係機関との密接な情報交換は必須要件です。三つ目は、特に海での活動を予定している学校について、安全面と健康面から、行事計画の再点検の指示です。

「自然教室」について、私自身、課題としていることが三つあります。

一つは、「自然教室」は、あくまでも「学校教育活動」であり、「学校教育目標の実現」のために位置づく活動で、「主導権」は学校にあるということです。教育の手段であって、目的ではありません。外部の施設や指導員等の充実で指導を委任する場面があったとしても、原則は、校長はじめ教師の強い「指導意図・計画」のもとで、自然体験を深め、子供同士、子供と教師など、人間関係の絆を強めるものでありたいと思っています。

二つは、それぞれの「学校・地域の子供に不可欠な自然体験活動の追究」です。学校によって、地域性も子供の実態も学校教育目標も異なるわけですので、自然体験の場所や活動や方法も異なっているはずですが、自校の子供たちに最も求められる感動創造の価値ある自然体験は何かについて、各学校で真剣に討議し検証する必要があると考えます。

三つは、指導者である教師自身の自然に対する「知識と体験」の問い直しです。事故は起きてはならないことですが、全国で自然体験学習中の事故は繰り返し発生しており、その事例に学ぶことは多くあります。学校におけるすべての教育活動は命あつての活動です。危険回避・安全確保のための知識の研鑽と体験を重ねることは重要で、現地の下見は、慎重に慎重を期しても、過ぎることはありません。

自然は普段は優しい表情をしていても、ひとたび牙をむけば命をも奪う恐ろしい存在となります。登山や海や川の遊泳の怖さを一度でも体感したことがあれば、事前の備えは無論のこと、天候や地形、風の向きや雲の動き、水流の変化等には、臆病なほど細心の注意を払うようになります。また、気象や地理・地質、植物や動物など、自然科学への興味関心、知識も重要で、いざという時の助けになります。新城教育で推進しています「新城の三宝」の学習で、その素地をしっかりと培っていききたいものです。

特に、校長は、自然体験学習の現場の最高責任者として、子供と職員の命を預かる総責任者として、状況をしっかりと見極め、迅速・的確な決断をくだし、一切を指揮していかなくてはなりません。日常の危機管理とともに、集団の統率、情報収集の手段、点検・連絡・報告のツールについて、熟知している必要があります。こうした点

についても、校長会議において、研修・周知してまいります。

次に、6月の新城教育の動きについて報告します。昨年の今ごろは、「新型インフルエンザ発生」の情報に神経をとがらせ、予防策の徹底と市内発生の場合の対応に傾注していました。今年の6月は、宮崎県での口蹄疫の流行が他地区に波及しないか心配されますとともに、ワールドカップサッカー南アフリカ大会で、日本代表チームが決勝トーナメントに進出できるかどうかという正念場ともなっております。

学校教育関係では、教育委員の皆様にも参加していただき学校訪問を進めておりますが、今月は、小学校3校、中学校2校の計5校を訪問しました。それぞれ、地域や学校の特色を活かして実践を進め、真摯に教職員の資質・力量の向上に努めていたことと思います。教育委員の皆様方の感想・ご意見をお聞かせ下さい。

次に、中学生の職場体験ですが、これは「あいち・出会いと体験の道場」事業で、一学級28,000円の県費委託を得て推進しております。昨年の40,000円支給からは減額となりましたが、市内6中学校とも、キャリア教育に熱心に取り組んでおります。千郷中学校では職場体験の一環として、2年生4クラス117名が名古屋の栄地下商店街に出向いて、商業・サービス体験をしています。東郷中学校からは、教育委員会の、自然科学博物館、設楽原歴史資料館、新城市図書館で、それぞれ1名が職場体験を行いました。

一方、教師への道をめざして、「前期教育実習」が市内小中学校で行われました。内訳は、4小学校で6名、5中学校で25名の合計31名です。教師への適性を見出し、教員採用選考試験での健闘に期待したいと思います。ちなみに、「平成23年度愛知県公立学校教員採用試験」の志願状況は、県教委発表によりますと、過去25年間で最多の志願者数となっております。採用予定数約1,650人に対して、昨年比1,099人増の9,854人が志願しております。校種別の倍率は、小学校4倍、中学校6.9倍、高校8.5倍、小中養教8.2倍となっております。

11日の「合唱交歓会」は、文化会館開館以来23回を重ねます。小学1年生から中学3年生まで、市内小中学生が集い合って合唱を交歓する場で、今年から中学生の司会で進行しましたが、子供たちのマナーも良く、多くの保護者も参観し、大変いい雰囲気の中かで充実した内容でした。音楽担当の先生方をはじめ多くの関係の皆様方のご尽力のおかげであります。この交歓会の様子は、ティーズで実況放送され、今後、7月3・4日、10・11日の19時から再放送されます。

15日の「中学生韓国派遣団打合せ」ですが、昨年は新型インフルエンザの流行で慶北大附設中学校との交流は中止となり、急遽日程を変更し、ソウルでの梨水中学校訪問・ホームビジットなど、2泊3日で実施しました。今年も、韓国と北朝鮮との緊張関係が気になりますが、市内6中学校が一団となつての2回目の派遣です。附設中学校との交流も21回目、新しく赴任された附設中学の校長先生からも、「交流を継続し、お待ちしております」とのお手紙もいただいております。派遣中学生は男子6名女子12名の18名です。団長には東郷中学校長の村田先生、引率として、千郷中学校

の河合先生と八名中学校の手賀先生が同行します。

一方、昨年この時期に、市内小中学校の教員代表の方から、「学校現場の多忙化の現況」を教育委員が直接聴取し、学校訪問等では見極めにくい現場の状況について、本音の部分を知る機会を設けました。新城教育の充実のためにも、本年もぜひ開催できればと思いますが、委員の皆様のご意見をお聞かせください。

次に、社会教育関係ですが、4日に生涯学習専門委員会が開催され、出席委員から、新城市生涯学習推進計画のすみやかな実践と的確な検証についての意見が多く出されました。このなかの活動で、里山活動の「親子せせらぎエリア」については、後ほど担当課から報告があります。

また、13日（日）の「作手B&Gプール」オープンにつきましては、市内の小中学生全員が無料でいつでも利用できるようになっており、当日も作手地区を中心に45人の小学生が参加しておりました。その他の事業につきましては、報告資料をご参照ください。

次に、「6月新城市議会一般質問」ですが、中西議員から「市内小学校児童数の減少について、現状分析と今後の対応」について。横山議員から「山吉田地区小学校新設統合における将来的児童数減少への対策」について。前崎議員からは「放課後子ども教室の実施計画。利用者制限。放課後児童クラブとの連携」「高齢社会における公民館活動の充実策。他公民館との情報共有や連携」について質問がありました。また、教育委員会に関連する再質問等については、丸山（繁）議員から「公民館譲渡における税制面からの整合性。レストハウスの今後の扱い」について。鈴木（達）議員から「小学校再配置にともなうスクールバスの活用。路線バスの利用や市民利用。」について。下江議員から「DOS事業の庁内・民間連携」について。滝川議員から「教育委員会議の公開。開催日や議事録の公表」について、質問がありました。詳しくは、後ほど部長より報告しますが、資料をご参照ください。

以上、教育長報告といたします。

委員長

ありがとうございました。

何か質問ご意見ありましたらお願いします。

委員

15日の新設山吉田小学校設計事務打合せ会についてお尋ねします。これはどういう小学校を作っていくかという事だと思っておりますが、どなたがどのように係わって設計を決められていくのかお聞かせください。

教育総務課長

山吉田の新設小学校につきましては、今山吉田小学校と黄柳小学校の二つの小学校がございしますが、合併前旧鳳来町の時代の平成15年ですが、山吉田小学校の校舎の耐震化の問題が浮上をいたしましてどういうふうに対応をしていこうかという事で、旧鳳来町で縷々検討されてまいりました。結果的に別のところに両校を統合して新し

い学校を作っていきたいと思いますというふうになってきたわけでございます。地元の合意もなされまして、昨年度、新しい学校をどんなふうに作っていかうかと基本設計を1年間かけておこなってきました。今年度、実施設計を行うようになります。細かな詳細な設計でございます。15日に地元の新設小学校の準備会という建設に向けての地元の組織がありますので、そちらと教育委員会と色々協議をしながらつみあげてまいっておりますが、詳細設計に入るにあたりましてこういった会議をもたせて頂いたということです。基本設計は東畑設計事務所で、名古屋の設計事務所ですが、そこが請負っておったわけです。詳細設計も同じ設計業者をお願いすることになっておりますが、設計業者も交えたかたちでの打合せを設けたという事でございます。基本設計は大きな枠組みですが、それは合意がなされまして完成をしておりますので、後は細かな設計を今年度1年かけてやっていくというかたちであります。工事につきましては、23年度、24年度2カ年をかけて行う予定です。

委員

私がお尋ねしたかったのは、校舎を作るにあたって流行があり、たとえば、二階に職員室を持っていくとか、木を沢山使うとか、その校舎に対する思いというのが地元の方々のこういうふうに作ってほしいとか、そういうような希望と申しましょうか、そういうものは入れる事ができたのでしょうか。

教育総務課長

そのあたりは、昨年度、地元の方と月1回くらいのペースで協議をしてきました。今度の学校は立地条件が山に囲まれたところであるため、「木」という事を外せないだろうと、木のぬくもりをしっかりと出せていけたらなあという事で始まりました。議論の途中では耐震化だとか、耐火性だとかいろんな視点から検討を加えまして最終的には、基本的に校舎につきましては、木造校舎にしていってどうかという結論に落ち着いているというかたちであります。それから、当初は小学校でありますので、すべて総平屋建てがいいなあという考えでスタートしたのですが、やはり敷地面積等の制約もございまして、どうしても上に積まざるをえないということで、現状は校舎につきましては2階建を考えているものでございます。今回は新しい学校を一つ作るものですからフルセットで作ります。校舎もあり体育館もありプールもあり当然運動場もというかたちで、全くないところに一つの学校を立ち上げるというかたちになっていきます。いろんな地元のご意見もお聞きしまして、すべてというわけでは当然ありませんが、出来るもの出来ないものを取捨選択してまいりました。

委員長

外にどうでしょうか。

委員

二点発言したいのですが、最初の1点は、浜名湖の事故についてですが、どなたが考えても教育に関係ない人が考えても、ああ言った事は信じられない、悪天候のためにあのようになった、誰が考えてもあれだけの悪条件の中で船を出すという事がどう

いう事につながるかと予測できたと思うのです。その時の校長の回答は、そういう注意報が出ている事を知らなかったというもので、全く回答にならない回答でした。注意報が出ていなくてもあれだけの条件だったら、やっていいのかどうかというのは、まず自分のほうから予報はどんなのだと、現場はどんなのだと当然予測しなければならぬ状況があったにもかかわらず、それを知らなかったという事ですませようとする。信じられませんでした。

それに、前に登山のハイキングでしたか、ダウン症をもった子が山の途中で居なくなってしまうと現在もまだ見つかってない。これもそういう子が居たら一人担当の教師が付くとかあるいは友達が付くとか配慮がなされて当然なのになされていない。何が言いたいかというと、学校統率者の校長の判断力というか危機管理能力というか、そういうものが欠如しているというふうには言わざるを得ないケースが非常に多いのではないかと。

豊橋市では、小学校・中学校の校長教頭先生方の研修会で危機管理の勉強に実際にあった事件に係わった弁護士から講演を受けています。話を聞いた先生方から、非常に自分たちの考え方があまかった、もっともっと、いろんな事をやるのに、ほんとに配慮してやるという事がどうも現場まかせになっていたり、あるいは先程教育長が言われましたが、今回の場合、施設の人に「おんぶにだっこ」というような状況だったら、起こるべくして起こったと、言い過ぎかも知れませんが、そう言われてもしかたがないような状況だと思えます。

新城市においても、校長、教頭先生レベルで、今回の事故を教訓にお互いに気を付けましょうだけでなく、もっと突っ込んだ、専門の方を呼んでもいいし、近隣でそういう状況に合い、きちっと対処した人を呼んで、本当に今の体制でいいのかという事をこの際、真剣にやってほしい、やりにゃあいかなではないか。もちろん教育委員会としては各学校に早く通達を出して頂いて、それはそれでいいと思うのですが、それはどこの教育委員会でも毎回やっていることですが、にもかかわらずこういう事件が相次いで起きるわけです。

というのは、最終的にはその場にいる校長、教頭達の判断が最優先されるわけですので、それだけの勇気と決断と、それから予測をして適切な処置ができる、そういう能力をぜひ作るというか、子ども達の命に係わる事は証明されています。どれだけ校長教頭が厳しくそういう事に対する研修を迫られてもそれは仕方がないだろうと、しっかり受けとめてやっていくという事で、新城市も早急に研修会を持つべきではないかという事が第1点。

第2点は、教諭の採用の問題です。豊橋市では、教員の不祥事が相次いで新聞に出ています。中には本採用になって半年足らずでいろんな事をやっている状況にあるわけですが、採用のあり方を検討しないといけないと思えます。教員採用は最終的にはどこが決めるのか。教員の質、教員のやる気、教員の立場とかそういうものを常識的に判断ができる最低限人間として、教師以前のそういう状況を絶対に無くさない

いう人でないと、日本の教育は崩壊していってしまうと思います。新城市でのそういう教員採用でできる事があれば取組むべきではないか。これが第2点です。

委員長

最初の方に時間を取りたいと思いますので、二番目の教員採用についてお願いします。

教育長

教員採用は任命権のある県の教育委員会で行っております。採用の人数も以前は数百名と大変少なくて厳しい時期がありましたが、団塊の世代の退職に伴いまして千数百名を超える大量採用となり、これは、東京、大阪、愛知等の人口密集地において、志願者の奪い合いになっています。

採用にあたって、教員は競争試験ではなくて選考試験であります、もちろん様々な知的なものの競争試験等もありますが、やっぱり人間的な部分に重きを置きまして、そのためのハードルをいくつも設けてございます。愛知県の採用試験の要綱を見て頂ければ分かりますけれども、小論文もございますし、人物等につきましては、個人面接もございますし、それから集団面接、集団討議もあるという事で、時間もそうとうかけています。クレペリン検査等もあって、性格判断等も行っています。とはいえ、1,500人以上の採用となると、少なからず適性があるのかと思われるような場合も無いとは言い切れません。

小中学校の職員につきましては、1年間の仮採用期間という事で、その間の勤務ぶりをみて、教員として適切か不適切かという判断をして、そのうえで正式採用をするというシステムになっております。今、教員を志願する人たちだけに限りませんが、コミュニケーション能力と言いますか、対人関係力といった部分で、やはりどうしても弱ってきている事が教育実習の現場からも聞こえてきます。子ども達や親御さんと接する中で様々なトラブルに耐え切れなくなってしまうとか、純粋な気持ちを持っていても、なかなか対応がうまく出来ないといったかたちで、せっかく採用されてもやめていくというような教員も何人かいます。以前はほとんどゼロだったのですが。人物本位で様々な選考方法を考えているのですが、なんとか現場において、有能なすばらしい人材がきてくれればありがたいと思っています。なかなか100点満点というわけにはいきません。幸い新城市の場合、今年の新規採用の教員7名は、子ども達に溶け込んで一生懸命授業に取り組んでいる優秀な人材であり、今のところは、感謝しているところです。

国等で討議されている、実際に教育実習の中でどうだったのだという事が、うまく採用の時に反映できればと願う訳です。個人面接については、塾等でしっかり勉強してくるものですから、優劣つけがたい部分があります。民間人や保護者にも面接官になって頂き教職員や教育委員会の目だけではなく、様々な目からその人物を評価して頂こうとやってきましたが、完璧であることはなかなか難しいことです。

委員

完全に人間の能力を見分ける事はできないのですが、こういう状況が続いているのは、教育実習のあり方がもう少し研究されてもいいのではないかと、実習の期間が短すぎるので、本当にいい教員を育てようとしたら3カ月とか半年とか必要だと思います。今は先生になってからやっています。今までどおり、従来どおりやっていただけでは、同じことが繰り返される、人数が増えればその確率も増えるのも当然だと思います。

新都市に配属される先生にはもう一度市の教育委員会できちっとしたものをして県と意見をかわして、「こんな田舎に居るのはいやだから早く出たい」というような感じで子ども達に接すると子ども達から非難が出るので、この地域に入るならこの地域の状況をきちっと指導する事前教育を深めないといけないと思います。

現場で子ども達と実際に1カ月もやらせてみると本音がでて分かりますので、ぜひそういった事を検討して頂きたいと思います。

委員長

そのために1年間仮任用という制度があるわけですから、この仮任用であなたは採用しないとされた人は、いるのですかね。

教育長

そう大勢はいません。5倍、8倍という選考試験をくぐりぬけて採用しているわけですから、知的な面、情意的な面、対人関係などあらゆる角度から選考していますので、そう人数がいては困りますし、実際ほとんどいません。

委員長

この制度を機能させないと、委員さんが言われるような心配は解消されません。1年一緒にいれば、ダメとは言いきくとは思いますが。

教育長

適性が無かったら、早めに決断したほうがいいのです。これは本人の人生においても、子ども達にとっても大事な事ですし、将来に渡って適性の無い方に教壇に立ってもらうわけにはいかないのです、そういう努力は県教育委員会も私どもも、もし現場にそういう事実があればきちっと働きかけはしていきます。温情にからんでどうのこうのという事はやっておりません。

委員長

ぜひ、そういうふうに機能させて頂かなければいけないと思います。

委員

最近大手さんがやっている採用の仕方、参考なのですが、昔は面接官が5人くらいいて、一人質問、一問一答をしたのですが、最近はやっても素性が分からなくて本当にそうなのか分からないので、もちろん人間本位なのでやるのは、グルーピングをさせて司会者から書記からやらせてテーマを与えて皆で議論してくださいと、そうすると自分の意見は主張するけれどもまとめられない人とか、うまくまとめようとするけれども自分の意見はいわない人、それから、最後までしゃべらなかつたけれども最後にぼそっとしゃべったのが的確な人、といろんな人がいてその中で企業が本当にほし

いと要望に備わった人を採用するといったスタイルをとっている。そういった事も考えてもいいのかなあとと思います。

私も企業でパートさんとか社員を採用するのですが、とうてい見抜けないです。いっしょに仕事をして分かります。こういう言い方は良くないかもしれませんが、組織は2・6・2の世界と言われます。有能な人が2割、普通の人が6割、ダメな人が2割どうしてもおる。これは、いい悪いは別として必ず存在するので、その人達にどれだけの事をさせられるかというのが組織論としてある。そういう意味では、いきなり営業マンで入社した時にいきなり担当を受持たされるというのは無いのです。そこには研修の重みがあり大事だと思います。はたして最初から一国一城の主になってしまうのがいいのかどうかとういのも一つあるのかもしれない、という意見を持っています。

教育長

委員さんが言われるようなグループを作ったの集団討議、これは教員採用試験でもやっています。受験する5人が自分達で役割を話し合っ決めて15分議論します。この様子を試験官が外から観察していて採点する。人間の性格や技量をそういう角度から測って選考の材料としています。

委員

教育長の話を聞いているといろいろやられていることは分かりますが、現状は相変わらず、まだまだ新採用の中で不祥事等が起こっているという事は、まだ何か足りないのではないかと思います。そこをこのところを検討して、私の要望は、新都市に配属される者についての事前指導を新都市に任せてほしい。新都市の意見として各自自治体に採用の権限を持たせてもらうようにしないと県全体で千何人おると難しいと思うのでそのへんを検討していただきたい。

委員長

大阪の橋下知事が最近言いだしたように、教員の人事権を市町村にと言われていますが、問題を抱えていないかと思うのですが、検討していききたい問題です。他どうですか。

委員

教員の多忙化についてですが、教育委員会の係わり方はどのようなものですか。

委員長

教育白書を教員組合が出していますが、それを見て最近の先生達、忙しい忙しいという事が盛んに出て来るので、実態はどうかという事で、現場の先生に集まって頂いて教育委員との間で、主としてこちらが話を伺うというかたちで、会をもったという事です。

委員

今年も開催するのですか。

委員長

今年も考えてみたいですね。ただ、言っただけで何も改善されないでは、やりがい無くしてはその気になれませんので、話を聞く、それに対してこちらも返せるかたちも作っていかねばいけないと思っております。

委員

毎年、現場の先生達との意見の交流はやったほうがいいと思います。忙しいと言っても内容は何が忙しいのか、内容を把握できていないし、先生方の話を聞くと勉強になりますので、年に1回くらいやったほうがいいのではないかと思います。

委員長

忙しい忙しいと言われても、日本全国皆忙しいのではないか、暇な人は居ませんよという言い方もできますので、委員さんが言われたように、その実状を的確に捉える必要があるので、できればやっていきたいという事でいいですかね。

委員

先程の不祥事の事に戻りますが、やり方、採用の事とか研修の事ですとか何か足りないという角度でみる見方と、新城市には幸いそういう事は無くて、他の市にはあるという事で、何が新城市は良くて他は良くないか見ることも大事かと思えます。

他の市では何がいけないのかという事が、そこで出ているものがこちらではなぜそういう問題は起こらないかということ、新城市はこういうところを強調している、こういうところをがんばっているからそういう事が起きないという事ははっきり見えてくる、そうするとそここのところをもっと充実させていくことがわかります。新城市の教育委員会のいいところを見るのも必要かと思えます。

教育長

新城市は、へき地校を多く持っています、作手地区、鳳来地区にあるわけですが、へき地校の先生方も、その「へき地」の教育のために「自分がんばるんだ」「わが校にはこんなにすばらしいところがあるのだ」という思いを非常に強く持っています。昨日も鳳来東小学校で、県下の健康学習の会が開かれまして、生徒は27名で完全複式の学校ですけれども、子ども達は元気に活躍して教室環境や学校環境も整っています。

へき地校だからいやだというような先生は一人もいません、むしろそういったところにやりがいをもってやっています。また、そういう思いがあったらどんどん書くようにというように、人事申告、異動の時には、新城独自の異動用紙を作りまして、自分の思いをどんどん述べるような様式でやっておりますので、そうした場合がありますたら、話を聞いて対応していくというような手立てをとっています。

委員

最近、ある先生が私達は一生懸命やっていると思うが保護者の方達からみると必ずしもそういうように受け止めていてくれない部分がある、だからそのズレはなんなのだろうとおっしゃっていました。先生方は一生懸命やっておられるが親御さん達に伝わらない部分があるような気がするのです。それは何なのだろうといつも考えていま

す。

委員が言われた、新城の先生は不祥事が無い環境の面もあると思うのですが、パーセンテージの問題もあると思うのです。新城と豊橋では先生の人数が大きく違いますので新城はまだでないということもあると思います。

委員長

最近の学校、教員をみていて思われる事ありましたらお願いします。

委員

先生方ががんばっているなあと思います。ただ、自己評価と他人の評価は違うのでそのへんをどう捉えるかがすごく大きいと思います。そういう意味で、評価する保護者の度合いも、すごく教師が影響され易いと思うので、保護者側も反面教師みたいに自分達はいったいこんな事言っているのかという話をきちんと持っていないと、お互い敵対関係ではないですから、元々、一緒になって子どもを育てるとというのが理想というか通常の事なので、あまり敵対心を持たずに保護者と先生と一緒に現場で、いわゆる子どものためになにかやれる現場を作るとというのがものすごく大事です。保護者もそういう事で学校とコミュニケーションを図らないかぎり、どこまでいっても敵対心だけで、あの先生は悪い、校長を変えろという話しか出てこないのです。

そうじゃあなくて一緒になってものを考えないといけません、場所を作るという事をお互いに考えないといけないと思います。

委員

どこでも忙しいのですが、親から理解されてないという部分も感じます。自分の子しか見えないので、何かがあるとちゃんと自分の子どもが評価されてないとか、子どもがちゃんと育てているか不安があるのです。特に低学年の子どもとか、中学校に入って思春期になっている子達とか、それで、自分がなんとも出来ないから先生の方に委ねるしかないというのが、いつしかそれが当たり前になって、自分もいっぱい、いっぱいなのでこれ以上できないので、先生がなんとかしてくれるのではないかみたいな勝手な議論を展開している部分もあります。

実際に昔の先生とどうしてこんなに違うのかと考えた時、自分が子どもだった時、先生はもうすこしゆったりしていたような気がするのです。いつもにこにこしてくれていたような、目にみえない部分が多いのです。先生と話したときにわかったのですが、子どもと向き合っている以外の報告書等雑務が多すぎるという事です。先生の抱えているプレッシャーは大きいと思います。職場の中の間人間関係が温かいものであれば、先生達のストレスを和らげることができると思います。先生は大変なのだという事が地域に伝わるといいなあと思います。

委員

教員の多忙化という事で意味が良くわからないのですが、一つ先生のやられている仕事の内容をもう一回ひも解いて、事業仕分けでなくて仕事の仕分け、本当に担任を持っている先生がやるべきことなのか、書類をみれば振り出し先が分かるので、校長

先生なのか、教育委員会なのか、親なのかみえて来ると思います。それは保護者と共有してもらう事が大事で、どういう事を先生が言っているかという事に、かつてな想像で怒っている事がいっぱいあるのです。子どものことを面倒みずに何をやっているのだという議論になってしまうので、非常に危険です。ましてや、現場の先生はがんばっているのもので何でこんなもの分からないのかという話で、もう離れ離れになっていくしかない。

ぜひ先生のやっている現実の仕事を保護者に理解してもらうためにも、仕事の仕分けをして、子どもと向き合っている仕事以外があつて、夏休みなんて休んでいるのではないかと思っている人もいるかもしれないので、そうではなくてこういう仕事をしていると逆に露呈した方が、理解が早いと思います。その事を理解してくれる人がサイレントマジョリティーと思います。

ちっちゃなクレームを付ける人はごくわずかですから、その方々皆さんが理解して頂ければ、それは対処しようという話になると思います。

委員長

この件についてはいいですか。

次に浜名湖の件について事実確認がしたいのですが。やると決めた時にあのような天候だったのか、途中で急変したのか

学校教育課長

他市の状況でございますので、私どももマスコミの情報しかないものですから、軽々に申し上げられませんが、視点を変えてしまつてしゃべらせてもらうかもしれませんが、学校教育課として学校に指示している段階で申し上げるならば、私見的に述べれば委員さんが言われたように、今回マスコミで流れて来る校長さんの判断・状況は非常に問題が感じられ自分達が学ばなければと感じます。

決定を下したという段階では、警報が出ていなかったと判断する訳ですが、実際に動き出した時には出ていたという話です。その間の判断に管理職としての問題点があるのかと思います。

新城市としては、管理職の研修というものは前向きに考えたいと思いますが、具体的に、今いつもつというような計画はありませんが、このあと夏休み中各種の研修がございますので、それに該当するところには話題にしていく予定でありますし、教員研修そのものは、今年、合併4年目という事で、今まで教員の研修は事務協議会がやっていて、新市になって、合併していくつかのものが整理されずにそのまま残って動いておりましたので、今年になって教育方針にもありますように教員の研修の充実という事で、今まで新城市としてやっていなかった、事務職員の研修、養護教員の研修、栄養士の研修、新任の校長の研修を位置付けてまいりました、実際にはいろいろな都合で正直いってしっかりできていないものもありますが、委員さんが言って頂いたような中身の研修も新城市として今後きちっと位置付けていく必要があります。

話題の中で出ましたように他市で不幸な事が起こったわけですが、今回見直しのあ

る三ケ日青年の家を使用する予定を変更する学校ですが、今の段階で変更と言いましたが正式には変更が決まっておられません。まだ、変更場所の下見が終わってないからです。空いているところがあったのでそこに行けるだろうということですが、しっかりと下見をし、安全を確認し、手順を確認し、そのうえで、実施を決定しますので、今週末に多くの学校が活動内容を組み立ててきますので、そのようなかたちで進めてまいりたいと思います。

いずれにしましても、委員さんのご指摘を頂きましたような研修につきましては、形がどうであれ、きちっとやっていきたいと思います。

委員

事故が起こらないような研修であります。もし事故が起こってしまったらどうするかという事ですが、事故のとき、先生が生徒と一緒にボートの下になり、一斉に出ると掛け声をかけて出たという記事を読んで感激しました。万が一起こってしまったらどうするか、してもらいたいと思います。

委員長

学校とか先生方は子ども達に良かれと思って、判断し実行することなのだけれども、親としてそこまで学校にやってもらわなくてもいいという思いはありますか。海に連れて行ってボートを漕がせてくれなくてもいいという、学校の良かれと思ってやると親の思いがかけ離れてはいけないと思うのですが、学校が他人の子のリスクをしょってやなければならない事かと思います。その辺、親としてどう思いますか。

委員

事故とこの話が結びつくか分かりませんが、現場の先生は、子どもを連れていっている。子どもの感想を現場で直接体験しています。楽しかった子どもの笑顔を想像できるのです。親御さんは聞いた話しかない。その研修がどういうものかよそから見ると、事故が起こったときは言うのですけれども、事故が起こらないときはなにも言わない。現場の先生は現場にいて、子どもが楽しいと言ったり、勉強になったと聞いているから、継続しているはず。です。

そこを埋めていかなければいけない。命が無くなったのは非常に大きな事なので、もちろん事故としてはそのことで解決を進めますが、研修がいいのか悪いのかという話は、また別のところで議論すべきだと思います。事故は事故で仕方がなかったのかもしれないが、命がなくなったことは事実ですから、これは別に議論すべきです。

委員

私の子どもが二人ボートの研修にいき、上の子はつらくてなんでこんな研修をやるのだろうと言っていて、下の子はすごく楽しかったと言っていました。

学校がやってくれる事だからそんなに危険があるなどと考えもしなかったのですが、今回こういった事故が起きると、思いきった活動ができなくなることを心配します。

研修については、校長・教頭先生を対象に早いうちに専門家を呼んでやって頂

たいと思います、研修は早いにこしたことは無いと思います。

学校教育課長

研修については、今特に予定はしていないのと、専門家を呼んで管理職の研修をやる必要性を今新城市的教育委員会は感じていない。きちっとルールを確認していく、管理職として何を大事にしていくかというこちらでできる研修で、今度の夏の研修でできると理解していますので、そのへんの不足があるということであればまた検討をしていきたいと思います。現状そのように理解しています。

委員

普段できない事をさせて頂いてありがたい面もありますので、現場の先生方や校長先生が委縮して段々やめていくのは残念だと思います。

教育長

教育長報告の中でも話しましたが、自然体験学習は目的ではなくて手段だということです。どういう子どもを育てるか、あるいは学校教育目標がこうであるからこの自然体験学習をするのだと、その原点が校長として学校としてきちっとしているかどうか、ここが一番大事なのです。 Cutter 訓練をするのは学校でこういう目標を持ってこういう子を育てたいからやるのだという、きちっとした教育理念に基づいて説明出来ればいいのです。出来ないのであれば変更を検討すればいいと思うのです。

今市内の学校では行先として共通の「やまびこの丘」「県民の森」「三ケ日」があるのだけれども、あってもそこで全部同じ活動というのはやはり不思議だと思うのです。目標が違ったら違う活動をさせるべきだと思います。そこらあたりを突き詰めてきちんとした考え方を持っているかどうか、このあたりを校長会できちっと検証しなおしていきたいと思います。

危機管理のことについては、当然のことですのでケースバイケースで事例を出してしっかり検討させていくというかたちで進めていきたいと思います。

ただし、自然体験は嗅覚的・本能的なところがあって、先の事故についても地元の人がいたら絶対船を出させないと思います。大人も子供も自然に対しての知識が疎くなっている、そういう傾向があるので、現実そういう自然に出かけるのであれば、そうした知識を学ぶ機会も大事ではないか、知っている、知らないで生命を守れるか守れないかに繋がっていくと思います。

よその専門家を呼ぶという手立てもありますが、専門家も都会で育った人ならば違うと思います。新城で必要な危機管理のあり方、新城がいく自然体験の中で必要なもの、場面想定等をして校長会でいろいろ議論していきたいと思います。

委員

こういう問題が発生して、やめてしまえば安全だしという考え方とこういう事があるからこそ教えて体験させるべきだと考え方がぶれます。校長・管理者の決断能力が必要だと思います。決断する場合のリスクを最大限防げる研修が必要です。普遍的な危機管理を身に付けたうえで新城市的の管理能力どうするのかと言ってほしい。夏休み

も近いので早急にこの事だけの校長会議をやるべきではないか、やって頂きたい。何かの会議のついでにというものではなくて、豊橋市で死亡者が出るような事故が起きている、自分たちで無くて良かったでなしに、新城市の全教職員に伝えていけば、今年为学校行事がより充実したものになると思います。何らかのかたちで夏休みに入る前にそれだけの会議をするぐらいの大きな問題だと思います。

教育長

現実に自然教室でなくて、プールで皆を泳がせたと、そこに一人子どもが沈んでいた、どうするか。すぐ校長なり監督なりが判断してさっと引き揚げてAEDを持ってきてやるとか、119に連絡するとか、どういう言葉を発してやるとか、具体的に動けるか動けんかが問題なのです。現実その場になると頭では分かっている、訓練して身につけてないと動けないのです。これが緊急時に対処の仕方を指示できるかできないかのポイントになると思います。

残念ながらやっぱり人間は、そういった場に直面した場合に動けないのが現実だと思います。でも子どもの命を預かることを考えると、どうのこうのと言う事ではなく、やっぱりすぐ動ける事が非常に大事になってきます。蘇生法の研修はやっていますが、現実の場面でどうなのだという事が肝心です。

学校教育課長

今回、豊橋の事件について話題になっているので、自分のほうに切実感がないのですけれども、危機管理という言葉でみえるような気がするのですが、今回の海の活動の危機管理の該当学校は非常に限られているので、そういう意味での緊急性があるのならば、一部になってしまう。一般論になってしまうとそれが本当に夏休み前である必要があるのかどうか、教育長が申し上げたようにプールでありそれから夏休み中の行事もあるものですから、そういう意味で焦点がぼけてしまうかなと思っています。ただ、大きな事件があった事は事実です。先程即答ができなかったのは校長会議の日程が調整できるかどうかもう一度改めて考え直させて頂いて、するのならばそこに日程を作るしかないかと思っています。

教育長

次の校長会議が7月2日なので、会議の教育長の話の中で校長先生方に話をします。できるかぎり、その場でやっていきたいと思っています。

休憩

日程第4 協議・報告事項(1) 6月定例会市議会一般質問について

委員長

日程第4 協議・報告事項(1) 6月定例会市議会一般質問について説明をお願いします。

教育部長

現在6月定例会市議会が開会中でございます。先週6月17日、18日の二日間、一

般質問が開催されました。質問では12議員から各種行政に対する質問がなされたところでございます。そのうち先程、教育長報告で触れられておりますが、こうした議員の皆様から直接の質問は3名でございますが、関連質問も含めましていろいろ質問がでたところでございます。それに対してまして、第1問目の質問と答弁の要約を資料として添付させて頂きました。

中西議員と横山議員につきましては、人口減少に対する学校の運営あるいは、学校統合に関連する問題、それから放課後子どもプランの関係で放課後子ども教室と放課後児童クラブ、この児童クラブは福祉担当でおこなっているところでございます。この辺の整合性、こども教室の実施計画、これらのところを、横山・前崎議員からの質問をうけたところでございます。

前崎議員につきましては、高齢化が進んでいまして、そうした中での活動としての地域活動の拠点になる、公民館の運営状況について質問を受けたところでございます。このほか、関連しまして出てきました財政健全化に関しまして、公共施設につきまして、廃止・譲渡も公表されてきました。そうした中でのレストハウスをどうするのか質問を受けました。これにつきましては、桜渚の公園の中で土地じたいが庭野地区からの借地と買収した土地も混在しております。その上にこの建物が建っておるという事、そういった関係から地上権の設定をして借りているものでございます。売却した場合この地上権の問題だとか借地契約解除だとか、あるいは貸し出す場合には、空調等設備にどう公金を投入して貸し出すかというような問題、それから最終的には撤去することも視野に入れて、今後方向性を決めていきたいというような回答をしております。

それから、子宮頸がんの予防ワクチンの関係でも関連して質問がありました。小中学校での事前予防というかたちでの親子で学べるような掲示物を掲載するような方向性で活動ができないか質問がでました。これらにつきましては、学校保健委員会が組織されておりまして、学校医、学校歯科医、薬剤師等の委員さんがたを含んで学校の中で保健衛生や健康管理などの活動もしておるところでございます。こういった組織の方にも協議をかけて諮っていくという回答をしたところでございます。

それから、もう一点が各種市民参加する関係での審議会・協議会・市民委員会・各種いろんな委員会があります、こういった関連での質問が出た中で教育委員会の会議の公開性、議事録がホームページで公開しているのですが、6月以降滞っています。そのへんが載ってないということ、会議開催の周知をしているかというような質問を受けました。ホームページでは、開催の時期は周知してないという回答、それから教育委員会会議については、原則公開であるという事、それから議事録については、載せておるわけですが、遅れているのは申し訳ないという事で回答しました。

ところが、ホームページの教育委員会の開催日の周知という事は、昨年から「市教委だより」に掲載しておりましたので、改めて後日訂正をしたところでございます。一般質問の概要については、以上でございます。

委員長

何かこの件につきまして、ご意見ご質問がありましたらお願いします。

委員

次世代育成支援行動計画は、ホームページ上でダウンロードできるようになっていますね

教育総務課長

私もはっきり確認はしてないですが、計画はホームページに掲載していくというかたちになっているはずであります。

委員

小学校の再配置の基本的な指針は、これはオープンなのですか。

教育総務課長

なっております。

委員長

いいですかね。

日程第4 協議・報告事項(2) 親子せせらぎエリアについて

委員長

日程第4 協議・報告事項(2) 親子せせらぎエリアについて説明をお願いします。

生涯学習課長

前月の委員会の時に、「親子せせらぎエリア」の開設期間についてお話ししました。それにつきましては、7月31日土曜日から8月16日までという事で期間を設定しまして今、すすめているところです。開設時間も昨年と同じように、午前10時から午後4時までという事で、この7月15日にでます、8月号の広報で周知をする準備をしておりますのでよろしくをお願いします。

委員長

この件についていいでしょうか。

いいですかね。

日程第4 協議・報告事項(3) その他について

委員長

日程第4 協議・報告事項(3) その他について説明をお願いします。

生涯学習課長

生涯学習課から2点ほど報告をさせていただきます。社会を明るくする運動の資料をご覧頂きたいと思います。毎年7月1日に文化会館の小ホールを使いまして開催している行事でございます。この会議につきましては、家庭・学校・地域が一体となり、青少年の非行防止活動を推進すると共に希薄となった連帯感の醸成、家族の絆をとりもどし、安全安心な地域づくりを推進するという目的で行われています。題目は「社会

を明るくする」こちらのほうは法務省が提唱するものでございます。「青少年の非行被害防止に取り組む運動」こちらのほうは内閣府が提唱するものという事で、これを同時に行うというものでございます。こちらの会議ですけれども、役所のほうの担当が福祉課と教育委員会で隔年に交互に事務局をうけ持ち開催しています。今年度が教育委員会の当番ということになっています。当日お願いをしたいのが、例年「開会のことば」を教育委員会の委員長さんに、「閉会のことば」を職務代理さんをお願いしていますのでよろしくお願いします。

管内の現状について、保護司会の会長さんから、講演につきましては、「安全安心な心と豊かな社会を目指して」と題し愛知新城大谷大学の池田教授をお願いしています。

委員長

この件につきまして、何かご質問ご意見がありましたらお願いします。

いいですかね。

生涯学習課長

それでは、2点目を報告させていただきます。お手元の、青年の家トレーニング室の写真の付いた資料をご覧頂きたいと思います。桜渚の新城青年の家の別棟に体育館がございまして、体育館の2階にトレーニング室がございます。5月25日にトレーニング室の中の「フライ」というトレーニング機のワイヤーが使用中に切れまして、使用者については、頭の軽い打撲で済みましたが、そういう事が発生したという事で、ワイヤーを使っている器具は使用を中止しました。納入業者の点検の結果、器具のほとんどが開設（昭和49年）当時からの物で、劣化したり部品が部分的に欠けている物がありましたので、今現在トレーニング室を使用中止としております。器具につきましては、古くて部品の調達が困難であり、古いので現在の安全基準に照らし合わせるとその基準に満たないという事でした。今後につきましては、検討して事務局の案がまとまりましたら、またこの会に挙げさせていただきますのでよろしくお願いしたいと思います。以上です。

委員長

ほか、この件で何かご質問、ご意見がありましたらお願いします。

いいでしょうか。

(3) その他、ほかにありましたらお願いします。

文化課参事

文化課から7月から8月にかけて行われます文化事業についてご紹介をいたします。本日の資料に「市民文化講座」、「薪能」、「設楽原歴史資料館の夏の特別展武士の装い」のパンフレットを付けましたのでご覧頂きたいと思います。この中で一つ委員さんをお願いがあります。8月21日に開催されます、薪能でございしますが、教育委員の皆さんの中でお一人「火入れ式」にご出席をお願いしたいと思います。去年は、菅沼委員さんをお願いしました。出席を頂く方お一人、お願いしたいと思います。

委員長

何をやるのですか

文化課参事

「火入れ式」です。実際に、松明に火を付けるのではなくて、ペンライトで照らす所作をする程度と聞いております。

委員長

私が出席します。

文化課参事

もう一つお知らせがあります、本年度、文化会館の大小ホールの音響と照明設備の改修工事を行う予定ですが、入札が来週6月30日となっています。このうち照明設備工事につきましては、設計額が1億5千万を超え、市議会の承認が必要となります。そのため、7月の臨時議会に議案として上程させて頂く予定でいますのでよろしくお願いいたします。

以上です。

委員長

ありがとうございました。

何か質問ご意見がありましたらお願いします。

その他についてその他ほかにありますか。

いいですかね。

日程第5 その他（1）第1回新城版こども園制度検討委員会について。

委員長

日程第5 その他（1）第1回新城版こども園制度検討委員会について説明をお願いします。

教育総務課長

ただいま議題となっております、第1回新城版こども園制度検討委員会について、去る6月22日に第1回目の検討委員会の会議が開催されました。その内容を主管部局であります、総合政策部のほうから説明をさせて頂くよう手配をさせて頂きましたのでよろしくお願いいたします。

今日説明員として出席してもらったのが、総合政策部長と総合政策部の担当参事でございますのでよろしくお願い致します。

総合政策部長

みなさんこんにちは、ただいま紹介していただきました総合政策部長の世古と申します。新城版こども園制度につきましては、先程来、市長がお話ししたとおりです。市長マニフェストでも第1番目に挙げていますので、必ずこの2年半の間に新しい制度を作ろうとがんばっています。その一つの取組みである6月22日に行われた検討委員会についてこれから説明申し上げます。内容について山崎のほうから説明申し上げ

げますのでお聞き取りください。

総合政策部参事

総合政策部の参事の山崎でございます。お手元に第1回新城版こども園制度検討委員会次第を資料として配布させて頂いております。市長の主旨説明につきましては、先程のとおりです。議題でございますが、最初に委員会の公開・非公開について検討いたしまして、これは個人のプライバシーと背中合わせで話をしなければならないことがあるという事でありまして、当面は非公開という事に会議で決まりました。その都度次回の会議をどうしようかという事を検討いたしまして公開・非公開を決めていくということでございますが、当面は、少しの間は非公開という事が決まっております。

こども園制度検討委員会の設置要綱が付けてございます。この要綱の2条にこの検討委員会の所掌事務という事で記載がしてあります。行うことにつきましては、制度に関する調査研究に関する事項と制度に関する基本的な考え方に関する事項、その他制度に関する必要な事項、この三つについて行うという事でございます。組織につきましては、20人以内という事で先程市長が言いましたように17名が委員としてみえます。その委員は、18歳以上で、市内に居住し公募による者という公募の方と市長が必要と認める者という事で、公募市民の方とそれ以外の方という事で構成をしております。この検討委員会の下部組織といたしまして、幼稚園と保育園の主任級の職員によります検討委員会を設けております。これは、月1回ずつ会議を行っていく予定でおります。

次に今後のスケジュールでございますが、スケジュールにつきましては、新城版こども園制度検討委員会次回テーマとスケジュール案というものが載せてございますが、月1回程度の開催頻度で開催していこうと、予定をしております。最初の2回につきましては、これは予定でございますのでこのとおりにいくとは限りませんが、現状と課題の把握をしていこうという事で、次に望ましいあり方の検討、基本コンセプトの確立をしていこうという事でございます。こうした内容に取組みまして、本年度中に基本構想の案をまとめようという事を考えております。本年度中にまとめまして、それを中間報告として発表すると、それを基に市民の意見を募集してまいります。で、市民の意見を募集いたしまして、その意見の結果をみまして修正するところは修正してさらに構想案を検討していくという事で23年の12月ぐらいまでに、次の構想案をまとめていきたいというふうに考えています。

その前には、議会への説明とか市民の意向の把握こうした事も含めて行っていきまして、12月までにまとめるという事を考えております。でそれ以降につきましては、24年度は主に移行のための準備、25年度から実施という予定でいます。

今、国もこども園制度につきましては、検討しておりましてこの動きによっては、年度等の見直しがあるという事もございます。そうしたスケジュールで進めていきたいと考えています。各回のテーマがそれぞれ記載してございますが、これは何もないと

たたき台にもなりませんので、こうした案として示させて頂いておりますが、その都度検討委員会で何も無いほうが良いという事であれば、修正も有りうるものでございます。

その次に付けてありますのが市内幼稚園と保育園の現状把握と制度の違いという事でございます。こうした幼稚園、保育園、制度的に今あります認定こども園、それと県内で豊田市がこども園に取り組んでいますが、これは、制度に基づかないこども園であります。こうした事例があるという事でそうしたものの比較表を付けて、それぞれこうした違いが有りますという事で委員の皆さん認識をして頂きました。

最後には、国の動きとして国の動きがこうした動きですよというものを資料提供しております。

少し戻って頂きますと、新城版こども園幼保一体化制度の検討のすすめ方という事で書いてありますが、まず、幼稚園、保育園の制度で、今の現場で何が足りないのか、何がいいのか、そうしたいろんなものを検討する。そうしたものについて、原因を掘り下げて、そうした事をしながら、いろんな改善について検討をして、基本構想を作成するという事を基本的な考え方として進めていくという事を考えております。

このこども園制度の検討委員会の委員さんといましては、有識者の方としまして豊橋創造大学の佐野先生、それと八楽児童寮の理事長さん、あとは市内で実際に民間保育所を開設されている方、保護者の方、公募市民の方4名でございますが、その他幼稚園と保育園の園長がお一人ずつ、千郷中保育園と八名幼稚園の主任の先生をお一人ずつ、この方達は、下部組織として設けておりますワーキンググループの代表の方でございます。それと保健師の方をお一人という17名の方で構成しております。

初回の検討会は、内容に踏み込んで話ができずにこうしたスケジュールでやっていくというような事を説明させて頂いて概ね終わりでした。細かい議論は2回目の会合から入っていきますので、初回としましては、内容的にそのようなものでございます。以上簡単ではございますが、説明にかえさせてもらいます。

委員長

ありがとうございました。

何かご質問ご意見がありましたらお願いします。

委員

先進地の視察がスケジュールの中にあるのですが、これは何か決定しているのでしょうか、場所とか。

総合政策部参事

今、先進地の候補地は挙げておりますが、決定はまだこれからになります。

委員

たとえば、どんなところがありますか。

総合政策部参事

一宮市あたりが挙がっているのと、実際に認定保育園をやっているところ取り組ん

でいるところと、いろんな取り組んでいる時期いつから始めているかとか、実際にやっている経験年数等もいろんなものを考えなくてはいけないので今把握している最中です。それから決めていきたいと思います。

委員

制度検討進め方で、現状把握とその原因でいろんな事を把握されると思うのですが、そのへんの資料は教育委員会に提示できるものなのでしょうか。

総合政策部参事

それは、できます。

委員

二つあるのですが、ひとつは委員の方なのですが、たとえば保護者の代表の方が3名いらっしやると思うのですが、この方達は1年限りという事になるのでしょうか。

総合政策部参事

要綱上は、任期が1年という事になっております。1年にしておりますのは別に留任はいけないわけではないのですが、役員の方をお願いしているものですから、年度が変わったときにどうしても変わりたいというご意見がでたときには、対応できるように1年にしております。

委員

たとえばPTAの会長さんをひいたあとでも、やりたいとすれば続けてできるのですね。

総合政策部参事

引続いたほうがよければ、私どもも、そうしたお願いをしていこうと思いますし、その時にお話をしたいと思います。

委員

新しい方がゼロから始めるのは、なかなか大変だと思いましたので。

もう一つは、先進地の視察はたとえば、こういう情報がありますよと私がそちらにお話してもよろしいのでしょうか。

総合政策部参事

ぜひ、ありましたら、ご提議を頂けたらと思います。

委員

ワークショップの資料はこうして同じように付けて頂けるのですか。

総合政策部参事

ワークショップの資料の提供は、委員会に報告する資料としてある程度概要をまとめればそのときにお渡ししますので、そうしたかたちでお渡します。

委員

ワークショップは非公開です。

総合政策部参事

ワークショップは公開してないです。

委員

先程、市長さんのお話の中で、教育委員会と検討委員会との関係で、合同の協議の場の設定の発言がありましたけれども、この具体化というのは、どこで調整するのですか。

総合政策部参事

まず、私どもと事務局どうしでどういうかたちがいいのか、まず相談させて頂いてご提案させて頂くという事になろうかと思いますが、そういうかたちでよろしいでしょうか。

委員

前回の臨時教育委員会議で話したのですが、小学校の関係の方、現場の先生ですが、お互いに小学校の時はこういう状態だということを知るのは、大事なことだと話をしたと思うのですが、そこらへんのところはどうなっていますか。小学校の先生が参加するという事について。

総合政策部参事

この委員会に直接参加するという事ですか。

委員

はい。

総合政策部参事

直接の参加については、今のところ委員さんが17名という事で考えていますので、必要に応じて、その都度いろんなかたちで、もし必要であるのならば、お願いして来てお話を頂くという事でどうかと思っているのですが。

委員長

小学校との接続という大事なテーマですから。ぜひ、そういうかたちでもやって頂きたいと思います。

委員

この会議は昼間行われているのでしょうか、それとも夜なのでしょうか。

総合政策部参事

会議は原則、4時から2時間程度月1回程度開くと予定しています。

委員長

いいでしょうか。また、分からない事があったらお伺いするという事で、今日はこれでいいでしょうかね。

お忙しいところありがとうございました。

日程第5でその他のその他何かありましたらお願いします。

それでは次回の会議ですが、年度当初の計画では7月22日になっておったと思うのですが、御都合はどうでしょうか、時間はどうでしょうか、

委員

午前中でお願ひしたいです。

委員長

事務局は、今日と同じ9時からでいいですか、

教育総務課長

年度当初の計画では、午後からという事で場所等はそちらで押さえてあるのですが、午前中を再度場所の確認をさせてもらいます。年度当初の計画では7月22日の午後からはつらつセンターの2階の会議室という事で決めさせて頂いておりました。はつらつセンターの2階は御承知のとおりそんなに広くなくて、委員さんの席と事務局の席でいっぱいでありまして。今後、傍聴席を設けるとなると狭いなあという気がしておりますので、改めて別の会場を探してみたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。7月22日木曜日の時間は9時から午前中ということによろしいでしょうか。それで会場の押さえをしたいと思ひます。

委員長

場所についてはまたご連絡を頂くという事でよろしいでしょうか。

委員

8月の分も今日決めておけば、場所を取るのに心配しなくても済みます。

教育総務課長

今、8月は26日木曜日が押さえてあります。

委員長

午前中という事でお願ひします。

教育長

幼保一体化については、議題の数にもよりますけど、早く終わったらこの続きでやる事にしますか、新たに日にちをとりますか。

委員

我々は、現状把握をしてないので、あのへんのデータとかワークショップの中身してもらわないと議論になりません。

教育総務課長

先程の総合政策部の説明にもありましたように、検討委員会は月1回のペースで開催されます。それに合わせて時期をずらして月1回のペースでワークショップが開催されますので、ワークショップで出てきた問題点課題等を委員会にぶつけていって、委員会で協議してもらい、キャッチボールをしていくというようなスタイルを考えているものですから、基本的に月1回なのです。今初回の第1回だけ終わっていて次は一月あとになるものですから、7月の段階でおそらく2回目の資料が手に入るとおぼれます。そこらまで、すべての問題点、課題が出し切れるかということ、なかなかそこまで全部いかないのかという気もします。なんとも言えないところなのですが。

委員

23日が、検討会で題材が無いですね。

教育長

先程教育委員さんから、小学校の委員さんについての考えが出ましたが、今のところ入っていないので、複数の子育てを終えた女性教員から話を聞くのも言いいと思います。

委員

現場の先生が委員さんに入れれないのは残念ですが、何とかならないのですか。

教育部長

事務局の選考基準が分からないですが定数20の中で、教授、理事長、保護者、公募、現場の園長を中心にとということです。

教育長

事務局としては、働きかけたのですね。

教育総務課長

はい、働きかけました。教育委員さんをこのメンバーにという部分と小学校の先生、義務教育の現場の方を委員にという考えが教育委員会の中で出ました。これは教育委員会会議の中で要望・意見が非常に重みのあるものですから、それを添えて総合政策部の方には検討してくださいとお願いはしてまいりました。前回の臨時教育委員会会議の直後に動いたところであります。結果といたしましては、市長の話、総合政策部の説明のようなかたちになっているのが現状であります。

委員

検討委員会の事務局で必要だと思えばそういう方達を呼んで、意見を聞かせて頂きますという事で、そうすると必要とされない限り参加できません。教育委員会が入ると意見が委縮するというのは分かる気もしますが、実際には必要ではないかと思いません。

教育総務課長

完全に拒否しているのではないと思います。今朝の市長の話の中でも、義務教育との係わりという部分が大きなテーマの一つであるという事は市長も認識をしている。ただ、それが幼保一体化の全てではないという部分があるのです。委員さんが心配されるように、むこうの判断だけでまったく外されてしまうという事はあり得ないと思います。義務教育との連携は必ずテーマに挙がって議論しなければならないと思います。その時に学校の先生を外しては、議論が進まなく片手落ちの議論になるので、その時にはおそらくむこうからお願いされる場面があるのかと思います。

委員

教育委員が検討委員会のメンバーとして入るのは多分重いと思います。バランスをとってフラットに議論しようとしていて全体の意見としていろいろな角度から意見を出したいとというのが大きいのではないかと思います。検討委員会に入るのは難しいと思って情報をオンタイムで共有するのが良いのかと思っています。そういう立場で話をしています。

委員

教育委員会とか現場の先生が直接入るのが果たしていいのかと思います。必要に応じて会議に出席をすると、ただ、必要に応じなかったらという事がありますが、教育委員の側から積極的にこのことについて、市長にも来て頂いたように検討委員会と協議したいと、どんどん提案していけば良いと思います。小学校の先生と協議したらどうかとか、小学校の先生と教育委員会と検討委員会の場が必要であれば、その都度必要に応じて柔軟な体制のほうがいいのではないかという気がします。取り敢えずのかたちでスタートするしかないではないですか。

教育長

懸念されることは、こども園のイニシアチブは、こども園検討委員会がもっていて、しかもスケジュールが出来上がっていること。このスケジュールの中でところどころコンタクトするというのでは、やはり参考意見というだけであって、教育という立場からの意見が反映される要素は非常に少ないと思います。参加する小学校の先生にしても、前の様子が分かってないので大変言いにくい状況にあると思います。委員構成からみても、小学校PTA会長、幼稚園PTA会長、保育園保護者会長は出ていて、幼稚園と保育園の現場の職員は出ているけれども、小学校の現場の職員が出ていない。

このまま進めるという事は、途中においても、結果においても小学校との連携において片手落ちになる事が危惧されると思います。その組織・構成上の問題点を教育委員会としてどういうふうに捉えて働きかけていくかという事が大切になると思います。

当初から幼保小との連携という部分で、教育専門家の立場の視点が全くない中で進めるわけです。低学年担当の先生あるいは、養護教諭の先生方は、幼児教育・保育園のあり方について、意見・問題意識を持っています。そういう立場がこの中に反映されてきません。そのへんがどうかと思います。

委員

一番大切なのは幼児教育だと思います。プログラムを考えるうえでは小学校との連携が大事だと思いますので、ぜひ養護教員・小学校低学年の先生を加えて頂きたいと思います。

教育長

一度この意見は事務局から伝えてもらい、教育委員会として、もし、ゆるせば次回かどこか小学校現場の先生から幼保一体化の意見を聞く機会を設けてもいいかと思いますが。

委員

総合政策部の人と話した時に、先生を入れるという事に対する感触はどうだったのですか。

教育総務課長

あくまでも、個人的な受け取り方ですが、非常に消極的だという感じを受けております。委員さんの意見を事務局としては総合政策部に投げかけていきますが、事が進むに従って変更といいますか修正といいますかそういう事は段々難しくなります。今

日市長からの話がありまして、時間の都合で市長と教育委員さんの議論の時間が取れなかったのですが、今後においても市長と教育委員さんとの幼保一体化をテーマとした懇談の場は必要なのかと思います。そういった場においても教育委員さんから市長の方にそういった要望を強くぶつけていって頂きたいと思います。第1回目がスタートしたという事は、この体制は、市長がこの体制でいけと決定したという事でありますので、今後これに修正を加えるという事は、市長まで了解を得なければできないように現時点ではなってしまうので、事務方だけで「はいそうですか」と言って変える事は難しい段階に来てしまっている事は確かです。そういった事を踏まえて意見を述べさせて頂きました。

委員

そうしますと、教育委員の6人の中で小学校の現場の先生を入れてほしいと意見統一ができましたら、懇談会で市長さんと会って「こういう事を思っています」とお願いするというかたちになるのですか、

教育総務課長

そういった事を懇談の場を出して頂ければ、教育委員さんからのお話は非常に重いものがございますので、市長も無視はできないと思います。

委員

もし、この場で賛同得られればそういった行動をとるのですが皆さんどうでしょうか、提案をいたします。皆さんどう思いますか。

教育総務課長

教育委員さんと市長の懇談の場をいつ、持つようにセッティングしていくのかという事でございますが、臨時の教育委員会会議で先回の会議ではまだ中途になっているかと思えます。最終的な教育委員会の合意と言いますか決定までは至っていない。

教育総務課長

市長との懇談会の場をどのタイミングでセットして行くのかという事がありまして、教育委員さん方の幼保一体化に向けた新城市教育委員会としての理念といいますか、考え方、そういったものの一応の統一をみて市長との話をするのか、それ前にやろうとするのかタイミングの問題もあろうかと思えますので、そこらあたりは委員さん方で議論をして頂いて決めて頂ければと思います。

委員

なかなか、検討委員会で統一見解を2年3年かかってやるのを、我々の統一見解を出すのは難しいと思うので、懇談の中でどういう事を考えているのか、素直に疑問に思っている事をその場で吐き出せばいいかなと思うのですが。

委員

私が躊躇しているのは、新城版こども園制度検討委員会に小学校の先生を入れるという事がどうかなあという気がします。この委員会で教育内容の議論を深めるときに小学校の校長先生も含めて先生と議論するのは分かりますが、制度そのものを検討す

る時に毎回小学校の先生や場合によっては教育委員会が出る必要があるのか、そういうものではないじゃないかなあと思います。一定の距離を置かないと、審議会なのか行政の押し付けみたいなものになりはしないかと思いますので、検討委員会の推移を見ながらでいいのではないかと思います。市長は制度検討委員会において、一番、幼稚園と保育園の関係者の意見をしっかり聞きたいというものがあると思います。そこに小学校の先生が入っていくのは混乱が生じると思います。もちろん制度は教育内容に繋がりますが、制度検討委員会なのでどうかなあと思います。

委員

小学校の先生は、幼稚園・保育園の制度で教育なり保育を受けた子供達を受入れているわけで、それに対する先生方の感想があると思うのです。それを吐き出す場があっていいと思うのです。

委員

たとえば、小学校の低学年の先生をどうやって選ぶのですか、そういう問題もあると思うのです。校長サイドで来てもらうのか、制度検討委員会と具体的な内容という事は別個にしていかないと制度としてどういう制度を作るのかと、幼保一体化にする事がいい事なの悪い事なのかそこから検討会が始まると思うのです。結論が出た時にどういう教育を施すのかというテーマの時には行けばいいと思うし、もしその事が必要ならば次年度の中で正式に委員として入れればいいと思います。今から強引にこの中に入れるというほどの重みを感じません。制度検討委員会なので、そこに小学校の先生が行って小1プロブレムの問題をどうするのだといっても議論がこんがらがると思います。必要な時は必ず来るので、もう少し推移を見た方がいいと思います。

教育長

「保育園型こども園」を志向するのか、「幼稚園型こども園」を志向するのかということ考えた時に、いまここで幼稚園や保育園の保護者会の会長だと目の前の子どもは分かるのですが、もう少し子どもが大きくなって小学校に行ってから、幼稚園や保育園の事が見える事がいっぱいあるのです。そういう部分の意見も必要だと思うのです。

そういう部分で小学校の保護者なり、小学校の教育に携わる現場の職員がいることは決して先生だからけむたいとかどうこうという事ではなくて、制度を考える上でも非常に大事だと思うのです。制度を作るときには、中身を伴ってできて来るものですので、制度だけ出来るというのにはあり得ないと思いますので、そういう部分ではやはり幼児教育と小学校教育の連携を考えるならば、やっぱり小学校の視点が無いと制度も内容も考えられないのではないかと思います。そういう意見が出て来る要素が限られてしまうと思います。

委員

今これから、幼保一体化をするのかしないのかという論議を始めて、幼保一体化の時に、幼稚園型にするのか保育園型にするのかとかそう事が決められていくと思うの

です。たとえば、幼稚園型の保育を重視したものであるとすれば、そこに小学校の先生も加わるべきだと思うし、そういう事をこれから決める段階で小学校の先生に求められても、その先生はどのような立場で個人の立場なら言えると思いますが、小学校の低学年の代表の先生のかたちでなるというのは、非常に難しいのではないかと思います。教育内容だったらいいと思いますが、幼稚園型とか保育園型とか制度を決める論議のときに果たして小学校の先生がどうしても加わる必要があるのかという気がします。あえて外してあるのではないかと思います。

市長は、検討委員会と教育委員会とは協議をもつと明言されました。今後必要ならば、教育の現場の小学校の先生と検討委員会との協議をする。それがどこからも出てこなければ、私たちが要求していてもいいと思うのですが、どっちに行くのか分からず制度の検討をするときに、先生の意見がそんなに必要かなと思います。

一般の人達が集まった審議会と現場で働いている人たちの距離をある程度置いたという、本当は距離を置かないと審議会にそれを遂行する人が入ってしまうと純粋な議論にならないではないか。「あなたはそういうけど実際は、これはできないのだよ」と言われれば、それに携わっている人の意見に対して言えないです。「やってない人が言っても分からんでしょ」という議論になりかねない気がします。小学校の先生を入れるとしたら、どのような立場でどのような先生を入れるかというそのへんも考えたほうがいいと思います。

委員

市長の話を聞いていて思ったのは、最初から教育理念と目標は何だという話から入ってくるので、今の制度がすべて正しいという話は置いておいて、我々の理念を作った時に、どのような制度だったらやれるかという話で、たまたま幼稚園型になるのか、全然違うものになるのかは、話はその後の話で、私はどちらでも良いと思っていますが、小学校の先生も入っても構わないと思います。ただし、いちばん最初はまずゼロのかたちから初めてくれという話だったと思うのです。それで、仕組みとして一番いいものを選んでほしいと、その制度を新城市で採用しようという話だったような気がするのです。入ったって入らなくたっていいと思うのです。別に入ってもいいじゃないかとも思います。

教育長

委員の構成をみると、現場の職員で、幼稚園と保育園と保健センターは入っているけれども小学校だけ入っていないのです。

委員

一定の考えをもって出されたと思うのです。審議委員会で公募委員まで集めてやるわけですから、かなり一般的な意見を聞きたいと、もし必要ならもう一度来て頂いて、なぜ入れないのか、市長なり総合政策部長に直接聞いたらいいと思います。単に手落ちなら修正してすぐ入れてもらえばいいし、理由があつての事ならまた意見が食い違うのならば議論すれば良いのだし。

教育長

議論の中である委員さんから、小学校との関係はどうかねと質問されたとき誰も答えられない構成です。現場の職員がいないから、議論をしていくプロセスの中でそういった問題は抜きに成らざるを得ない。

委員

もう一つ思う事は、検討委員会に大学の先生が入っています。大学の先生がおっしゃる事は重みがあると思うのです。そういうふうに考えると小学校の先生が入られても重みという点では変わらないと思いますが。

教育長

取りあえずは、第1回がスタートしているので、教育委員の意見としてどういうふうにしていくのかとあまり進んでからでは変更できないと思うのです。できるだけ早い時期にここの場としての見解をまとめて要望するなら要望するというかたちにしなければならぬと思います。

委員

それでいいと思いますが、その前にこういう構成表を作った総合政策部長の意見を聞くべきだと思います。

教育総務課長

なかなか意見がまとまらないと思いますので、事務局といたしましても委員さんがおっしゃられたように、今のメンバー構成にした考え方、小学校の先生を入れなかった理由を事務局としても聞いてみます。その答えが納得のいく答えが得られるかは分かりませんが行動します。

教育長

教育委員を入れないというのはその立场上筋が通っていますので、学校現場の先生が入らないという事に絞って聞けばいいと思います。

委員長

いいでしょうかね。そういうふうに進めて頂くという事で。ほかにありませんか。

委員

聞いて頂いて、こちらが納得出来ない場合は、もう一度市長さんに話をすることですが、その前に意見がまとまってない気がするので、臨時の会を設けるべきですか。

委員

まず、聞いてもらったらどうですか。

委員

聞いてから日程を決めるという事ですか。

委員

早目早目に次の行動をしていく事が大事だと思います。

委員長

ほかにどうですか。

教育総務課長

次回7月22日木曜日の9時からの定例教育委員会議の場所ですがここが空いていましたのでここで開催します。体育館の第二会議室です。

委員

次回までに今の回答はできますか。

教育総務課長

それは、すぐ連絡を取りますので出ます。

委員長

以上で6月の定例教育委員会議を終了いたします。ありがとうございました。

委員 長

委 員

委 員

委 員

委 員

教 育 長

書 記